

◇建設工事における新型コロナウイルス対応について

問1. 神戸

新型コロナウイルス感染者が、県内でも発生している状況が続き、日本国内だけでなく全世界がその脅威に驚き、対応に追われている現状です。株価も変動し、世界中の経済や流通がストップしてしまうような大変な事態が起き、不安な日々が続いています。

3月16日現在で、県内の患者数は123名となり、まだ先の見えない状況が続いておりますが、建設局においては、県発注の建設工事における発生状況はどのようになっているのか、現状を把握しているのでしょうか。また、発生が確認された場合の連絡体制はどのようになっているかお尋ねします。

答1. 建設企画課長

発生状況の把握についてですが、現在のところ、県発注の建設工事や委託業務において、発生が確認されたとの報告はありません。

連絡体制についてですが、2月下旬には、千葉県や熊本県内において、建設現場の作業に従事する者に感染が発生しており、国土交通省から各自治体へ注意喚起がなされたことも踏まえ、本県では、2月28日から県発注工事や委託業務の受注者に対する統一的な連絡体制を構築しました。

具体的には、作業従事者などに感染が判明した場合には、速やかに受注者から建設事務所の監督員を経由して報告が入る体制となっております。

問2. 神戸

実は地元の建設関係業者に、今回の新型コロナウイルスで、何か影響を受けていないか実態を聞いてみました。その会社はまだ直接ダメージはないとのことですが、住宅をメインとしている会社では、水回りの金具、

トイレの便器、ユニットバス等々が納入未定で施工できないケースも出ているとか。更に現場においてコロナウイルス保菌者がいた場合、不特定に散ってしまう恐れなど、職人さんたちの体調もみななければならないと様々な心配をされていました。

さて、同様に、県発注の建設工事においても、寄り集まって作業するなど現場環境毎に感染へのリスクがあります。県発注の工事現場における感染拡大防止の対策は行っているのでしょうか。行っているとしたら、どのような方法で行っているのかお尋ねします。

答2. 建設企課長

先ほどの連絡体制の構築と合わせ、感染防止対策として、受注者に、アルコール消毒液の設置や不特定多数の者が触れる箇所の定期的な消毒など感染予防の対応を周知しました。

そうした中、国土交通省は、2月27日から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、直轄事業において受注者の意向を確認し、受注者が希望する場合、3月15日までの一時中止、工期延長に応じる措置を講じました。これにつきましては、3月11日に、内閣総理大臣より概ね10日間程度のイベント開催の自粛要請継続の方針が示されたことを踏まえ、現在は、3月19日まで延長されております。

感染拡大防止のため、本県においても、国土交通省と歩調を合わせ、県の工事や委託業務の受注者に意向を確認し、希望がある場合、一時中止や、工期、履行期間の延長に応じております。

また、工事等における検査や打合せなどに当たっては、可能な限り、電話やメール等を活用することや、やむを得ず対面となる場合には必要最小限の人数での実施を働きかけるとともに、広い部屋での実施やマスクの着用など感染予防対策に努めております。

問3. 神戸

集団発生の疑いがあるクラスター現象が、病院や施設、スポーツジム・ライブハウスなどで起こり、感染経路の解明や患者さんと濃厚感染の疑いがある方々への対応に追われています。患者さんが出た場合に、それまでの業務がストップしてしまい、今後の経営に大変な被害が出ると思いますし、経営が続けられるかどうか不安になると思います。

そこでお尋ねしますが、今回の新型コロナウイルス感染に関連した工事の一時中止などは、どれくらいの数の申し出があったのでしょうか。また、受注者が一時中止などにより工期を遅らせた場合、受注者に費用負担などを求めるのかお聞きします。

答3. 建設企画課長

受注者に意向を確認した結果、現時点で、工事3件、委託業務86件の合計89件で、一時中止や工期延長の申し出があります。

この一時中止などの措置については、自然災害などと同じように受注者に責任のない理由によるものとして取り扱い、契約約款に基づき、必要に応じて、工期の延長や、資材のリース料はじめ中止期間中の現場維持に必要な費用を変更契約で増額するなど適切に対応してまいります。

また、今後の工事の入札手続きに際しては、一般競争入札の入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の対応として一時中止等を行った工事等については、延長期間を加味せず、完了したのものとして施工実績の対象とするなど、不利益が生じないように努めております。

要望: 神戸

政府が10日にまとめた新型コロナウイルス緊急対応策として、(1)休校に伴う休暇取得の支援(2)ウイルス検査の拡充(3)中小・零細企業向け特別

貸付制度の創設を柱として、第2弾が組まれました。財政措置は4300億円で、1兆6000億円規模の金融支援も盛り込んでいます。16日の参院予算委員会では、当面は感染拡大防止を最優先としながら、思い切った対策を講じるとし、中小企業支援として設備投資にかかる固定資産税の減税などが検討され、2020年予算成立の後、大型補正予算を組むとのこと

今回のケースは想定外で、工事の中止や遅れが事業者に大きな負担となり、最悪の場合、会社が持ちこたえるかどうか先行きが見通せない状況です。業者や地元の声を受け止め、国への要望をしっかりと提言し、国・地方と連携をとりながら、支援策を進めて頂くことを要望して質問を終わります。